職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】
独立行政法人農林水産消費安全技術センター　理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。

今回の公募ポストである理事長は、法人を代表して、国の行政事務との密接な連携を図りながら、法人の業務を総理して、国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標（以下「年度目標」という。）に基づき事業計画を作成し、リーダーシップを発揮して公共上の業務を確実に遂行することが求められます。

１．機関名：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

（法人の業務概要）

当法人は、平成 19 年４月に設立された独立行政法人であり、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を執行する行政執行法人として、農林水産省の相当の関与の下で、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号）に定められた業務を、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号、以下「肥料法」という。）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「ＪＡＳ法」という。）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）等の関連法令に基づき行うことを通じて、農業生産資材の安全性の確保、食品などの品質・表示の適正化などを図ることを目的としている。主な業務内容は以下のとおり。詳細は「３.職務内容」に記載。

（１）農業生産資材の安全性の確保等に関する業務
（２）食品の安全と消費者の信頼確保等に関する業務
（３）国際関係業務
（４）調査研究業務、情報提供業務、関係機関との連携

２．ポスト:理事長

（任期４年：令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日 ※）

※独立行政法人通則法第 21 条の３第１項及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第９条第１項の規定に基づき、任命の日から、４年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日まで。

３．職務内容

理事長は、農林水産省の定める年度目標を達成するために法人が作成する計画に基づき、法人全体の運営管理業務（常勤職員数約 620 名）を総理する。

平成 29 年度以降、肥料法、農薬取締法、ＪＡＳ法、輸出促進法といった関係法令が改正された。また、令和６年 10 月に新しい「食料・農業・農村基本法」が成立し、令和７年４月には「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されている。農林水産省とともに関係制度の執行の一翼を担う当法人については、これらの情勢の変化に対応した業務運営が必要であり、そのための技術の開発・改良、人材の育成、業務の効率化を適切に実施していくことが課題となっている。

理事長は、当法人に対する要請に応えつつ、以下の多様な業務の的確な実施のため、理事、部長等幹部職員等を指揮し、１）人員配置、運営費交付金等の予算配分など経営資源の配分の決定、２）職員の業務遂行に必要な科学・技術的能力、現場対応力等の力量の向上などの人材育成策の実施、３）内部統制システムによる効率的・効果的な業務の運営、４）人事評価、職員表彰等の制度運用による職員のモチベーション向上対策の実施、５）国からの出資財産（試験施設、圃場等）や高度分析機器等の適切な管理と効果的・効率的利用の促進等にリーダーシップを発揮することが求められる。

（１）当法人の業務

①　農業生産資材の安全性の確保等に関する業務

- 農林水産省から緊急に要請のあった案件について、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告。
- 農業生産資材の規制法令等に基づき、安全性、品質等に関する審査・検査・調査を実施し、定められた日限以内に報告。農林水産大臣の指示に基づき農業生産資材の事業所等に対する立入検査等を実施し、報告。
- 農薬の試験施設に対して、ＧＬＰ（Good Laboratory Practice）基準に従った管理、運営及び試験成績の作成の状況について調査を実施し、報告。
- 飼料について、抗生物質等の検定、飼料生産の工程管理及び品質管理等に関する検査を実施し、報告。

②　食品の安全と消費者の信頼確保等に関する業務

- 農林水産省から緊急に要請のあった案件について、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告。
- 食品表示法に基づき、流通食品の表示の真正性に関する科学的な検査を実施し、不適正な表示や偽装表示の疑いがあった場合に報告。
- JAS法に基づき、登録認証機関の調査や、JASマーク製品の科学的な検査等を実施するとともに、規格の不適合があった場合に是正措置を要求し、これらの実施状況を報告。新たなJAS制定のため、必要な技術的調査、試験方法の確立、類似する国際規格の調査等を実施し、報告。
- 輸出促進法に基づき、登録発行機関及び登録認定機関に関する調査、認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う規格の策定に関する協力を実施。

・ 食品表示法、ＪＡＳ法及び輸出促進法の適正な執行のため、農林水産大臣の指示に基づき、食品製造の事業所等に立入検査を実施し、報告。
・ グローバル認定協力機構（Global ＡＣＩ）及びアジア太平洋認定協力機構（ＡＰＡＣ）の多角的承認取決め（ＭＲＡ）に認められた認定機関として、農林水産・食品分野における試験所及び製品認証機関の認定を実施。
・ 食品の安全に関するリスク管理に資するため有害物質の分析法を確立し、農林水産省の定めるサーベイランス･モニタリング計画に基づいて分析を実施し、報告。

③ 国際関係業務
・ 国際標準化機構(ISO)の国内審議団体として、食品及び木材の国際規格の作成にあたり、日本の意見のとりまとめ･提出、関係の国際会議への職員及び外部の専門家の派遣。
・ 農薬の登録制度の国際調和のため、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）等の国際会議への職員の派遣。
・ 国際獣疫事務局（ＷＯＡＨ）の飼料の安全と分析分野のコラボレーティング･センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集･発信、技術協力等の実施。
・ 独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）等からの要請に応え、国際協力専門家として職員の派遣や、海外からの研修員の受入研修の実施。

④ その他の業務
・ 調査研究業務
上記①及び②の業務に必要な試験・分析の方法の開発等のため調査研究の実施。
・ 情報提供業務
ホームページ等による情報提供、事業者等からの講師派遣依頼への対応、講習会の開催。
・ 関係機関との連携
独立行政法人国民生活センター、東京農業大学食品安全研究センター等との連携。

（２）当法人の組織

① 本部（２室、２チーム、１センター、６部、１事務所）
・ 業務監査室、技術調整室、有害物質等分析調査統括チーム、情報システム･セキュリティ統括チーム、企画調整部、総務部、規格調査部、認定センター、表示監視部、肥飼料安全検査部、農薬検査部、横浜事務所

② 地域センター（５センター）
・ 札幌、仙台、名古屋、神戸、福岡

４．必要な資格・経験等

・原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
・中立性・公正性を担保して業務を遂行できること。また、理事長在任中は周

囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
・農業生産資材の安全性の確保、食品の安全と消費者の信頼確保等に関する幅広い知見を有し、当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、約620人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
・民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

５．勤務条件

（１）勤務条件

・勤 務 形 態：常勤
・勤　務　地：本部（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１）
・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
・給　　与：年収約1,450万円（令和８年人事院勧告を反映、地域手当、期末特別手当含む）及び通勤手当
・福 利 厚 生：農林水産省共済組合（健康保険、厚生年金に相当）、健康診断
・危 機 管 理：地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
・そ　の　他：給与等の条件は変わることがある

（２）選考方法

・公募により以下のとおり選考する。
① 一次選考　（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
② 二次選考　（面接審査）
③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て農林水産大臣が任命
※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

６．応募方法

（１）応募書類等

・履歴書
① ３か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦４㎝×横３㎝）を添付すること
② 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること
③ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること
・自己アピール文書（Ａ４で２枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、当法人の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、当法人の利害関係企業等との関係の有無等の事項について説明する

こと。）

（２）応募書類の提出先

（郵送の場合）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省大臣官房秘書課任用班宛

※封筒の表側に「独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長応募書類在中」と朱書きしてください

（メールの場合）

農林水産省大臣官房秘書課任用班メールボックス

hisyoka_ninnyou@maff.go.jp

※件名に「独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長応募」と記載してください

（３）応募期限

令和８年 12 月 14 日(月)必着

７．欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことはできない。

【参考】

〇 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（役員の欠格条項）

第 22 条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の服務）

第 53 条

５　役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

８．問合せ先

農林水産省大臣官房秘書課任用班

電話番号：03-3502-8111(代表) 内線 3008

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第２章の規定を御参照ください。

ＵＲＬ：https://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html